

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 障害者・児の取組は (40分)</p> <p>平成28年7月に発生した障がい者施設「津久井やまゆり園」での悲惨な事件から1年が経過し、事件への様々な検証が行われてきました。しかし、報道によれば、加害者は今でも「障害者なんていなくなればいい」と、障がい者の人格を無視、冒瀆するような発言をしています。</p> <p>事件後、国や県では、防犯カメラやフェンスの設置などの防犯体制整備に力を入れてきました。しかし、障がいのある人が地域から孤立しないためには、地域住民の理解が必要となります。</p> <p>そのような中において鶴ヶ島市は、平成27年3月に「ともに生きるやさしさのあるまち」を基本理念とした鶴ヶ島市障害者支援計画(第4期鶴ヶ島市障害者プラン・第4期鶴ヶ島市障害福祉計画)を策定し、障害者施策を推進しています。また、平成28年4月より施行された、いわゆる「障害者差別解消法」は、障害を理由とする障がい者への差別を禁止し、社会的障壁の除去についての合理的な配慮を義務づけたものです。</p> <p>また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年4月1日に施行されます。この法律では、自治体においては、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスや医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるための保健、医療、福祉等の連携促進、障害児のサービスに係る提供体制の構築を推進するための障害児福祉計画の策定等が規定されています。</p> <p>このような点を踏まえ、障害者・障害児に対する取組の現状と今後の方向性についてお伺い致します。</p> <p>(1)「津久井やまゆり園」の事件後について ア 埼玉県内の施設への対応は。 イ 本市における施設への対応は。</p> <p>(2)「津久井やまゆり園」事件は差別による事件だが、本市における差別解消法の取組状況は。</p> <p>(3) 盲・ろうあ障がいのある人達への本市の対応は。</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>(4) 障がい児の就学について</p> <p>(5) 平成30年度から施行される一部改正法の中で、重度の障害児に対する支援について</p> <p>(6) 障害児の保育所等訪問支援についての対応は。</p> <p>(7) 性同一性障害について</p>	